

## 低入札価格調査基準価格の見直しについて

建設工事の入札において設定している低入札価格調査基準価格について、令和4年6月1日以降に公告等を行う入札を対象に、下記のとおり算定式を見直します。

調査基準価格(税抜)の算出方法	調査基準価格(税抜)(注1)
	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>①直接工事費の97%</p> <p>②共通仮設費の90%</p> <p>③現場管理費の90%</p> <p>④一般管理費の68%</p> </div> <div style="margin-left: 20px;">の合計</div> </div>

(注1:特別なものについては、上記算出方法によらず調査基準価格(税抜)を算出します。)



調査基準価格(税抜)の算出に当たり、各段階で端数処理を行うこととします。

上記①から④については1円未満を切り捨て、①から④の合計に対しては1,000円未満を切り捨てとします。

調査基準価格(税抜)が予定価格(税抜)の100分の92を超える場合は、100分の92とし、100分の75に満たない場合は、100分の75とします。

上記の場合についても調査基準価格(税抜)は、1,000円未満を切り捨てとします。

対象工事(注2)	土木一式工事(注3)、建築一式工事	予定価格1億円以上
	その他の工事	予定価格6,000万円以上

(注2:調査基準価格を設けることが特に必要と認められない建設工事については設定しません。)

(注3:公道下における水道管布設工事は「その他の工事」として取扱います。)

※ 調査基準価格は事後公表としています。